

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月19日
【会社名】	アドアーズ株式会社
【英訳名】	A D O R E S , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 藤澤 信義 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【本店の所在の場所】	(平成24年7月17日から本店所在地 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03(5843)8800
【事務連絡者氏名】	常務取締役 恩田 聖敬 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【最寄りの連絡場所】	(平成24年7月17日から本店所在地 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03(5843)8805
【事務連絡者氏名】	常務取締役 恩田 聖敬
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社、Jトラスト株式会社（以下、「Jトラスト」といいます。）の子会社であるキーノート株式会社（以下、「キーノート」といいます。）および株式会社ブレイク（以下、「ブレイク」といいます。）は、平成25年2月18日開催のそれぞれの取締役会において、平成25年3月12日を効力発生日として、当社を完全親会社、キーノートおよびブレイクを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で同社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	キーノート株式会社
本店の所在地	東京都目黒区東山一丁目6番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 泰
資本金の額	30百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額	723百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額	1,889百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	不動産売買及び中古住宅再生事業および、不動産仲介業並びにコンサルティング事業

商号	株式会社ブレイク
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
代表者の氏名	代表取締役社長 齋藤 慶
資本金の額	75百万円（平成24年7月31日現在）
純資産の額	220百万円（平成24年7月31日現在）
総資産の額	1,848百万円（平成24年7月31日現在）
事業の内容	アミューズメント施設向け景品制作、販売及びアミューズメント施設運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

事業年度	キーノート		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	1,497	3,093	2,651
営業利益	311	371	51
経常利益	305	357	21
当期純利益	369	319	7

(単位：百万円)

事業年度	ブレイク		
	平成22年7月期	平成23年7月期	平成24年7月期
売上高	826	3,541	2,947
営業利益及び営業損失 ()	57	127	157
経常利益及び経常損失 ()	63	64	103
当期純利益及び当期純 損失()	11	32	85

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
(キーノート)

(平成24年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
Jトラスト	100

(ブレイク)

(平成24年7月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
Jトラスト	100

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(キーノート)

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(ブレイク)

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	ブレイクが運営するアミューズメント施設の支援として、当社から数名出向しております。
取引関係	当社が運営するアミューズメント施設にて提供するプライズ景品について、ブレイクより一括仕入れを行っております。

(2) 本株式交換の目的

本株式交換契約を締結するキーノートならびにブレイク、そして当社が属するJトラストグループは、金融事業、海外金融事業、アミューズメント事業、不動産事業及びその他の事業を営んでおり、Jトラスト及び連結子会社19社（平成25年1月31日現在）から構成されており、Jトラストは、グループ各社の事業戦略を包括的に立案し、業務のサポートを行うホールディング体制を敷き事業活動を展開しており、本株式交換契約の相手方であるブレイクにおいてはアミューズメント景品開発・卸を、キーノートにおきましては、戸建・分譲事業を中心とした不動産事業を営んでおります。

このようなJトラストグループにおいて、当社は首都圏駅前立地を中心とした直営店舗66店舗を有するアミューズメント施設運営事業と、各種商業施設の開発・設計デザイン・施工事業を中核事業とした展開を図っており、アミューズメント施設運営事業におきましては、メダルゲームのパイオニアとして設立から46年を数える今も、70万人を超える会員網に代表される多くのリピーター顧客に支えられるとともに、近年ではファミリー・シニア層をはじめとした幅広い顧客層の獲得にも注目を集める業界のリーディングカンパニーのひとつとして認知されております。

こうした状況の中、当社は以下の目的のため、キーノートおよびブレイクと本株式交換を実施するものと致しました。

アミューズメント施設運営事業におけるプライズジャンルでの商品力の強化・収益体質の改善（ブレイク）
当社が主力とするアミューズメント業界、とりわけゲームセンター業界におきましては、かつては若者だけの余暇産業であったものが、ブリクラやプライズゲーム等といった新しい遊戯機器の登場、ファミコンやプレステといった家庭用ゲームの隆盛、昨今ではモバイル端末でのゲームユーザーの急拡大にも後押しされ、老若男女を問わない幅広い顧客層が認知・参加する日本の娯楽産業のひとつになりました。

一方で、リーマンショック以後の個人消費の伸び悩みによる顧客単価の減少が長期化していることに加え、顧客ニーズの高まりに対応するためのアミューズメント機器の高性能・高額化によるコスト負担、他方で細分化されるニーズを背景としたいわゆるヒットマシン・商品の減少等、収益面では非常に厳しい状況が続いております。こうした中、当社のアミューズメント売上の1/4を占め、また店頭集客の要であるプライズゲームジャンルの強化は、短期的・長期的問わず、急務かつ重要な収益改善課題であります。

このプライズゲームジャンルにおいて、ブレイクとは、かねてよりプライズ景品の一括卸やオリジナル景品の共同開発を図っております。本株式交換によって同社を子会社に迎え入れることで、当社がもつ全店舗のシステムや売上データをタイムリーに共有化することができ、商品開発や提供状況の深化・効率化が図れるものと考えております。また、連結会計上では、年間数億規模に及ぶ各店のプライズ景品のコストの減少も見込めるため、短期的な収益においても相応の効果を見込んでおります。

建築・不動産事業の強化（キーノート）

当社の不動産事業におきましては、当期から新役員体制のもと、アミューズメントの店舗開発・運営で培ったノウハウ、商業施設の物件開発から設計・デザイン、施工まで一気に行えること、更にはデザイン力そのものをアドバンテージとして、昨年の2倍以上の新規クライアントからの受注を獲得するに至るなど、これまで比較的大口顧客に偏っていた受注ポートフォリオを改善し、安定した拡大に向けた体制が整いつつあります。一方で利益率の向上の観点から、コスト競争に耐えうる規模の拡大によるボリュームディスカウントや協力会社の更なる発掘は不可欠であり、今後の事業展開の課題と認識しております。

こうした中、戸建分譲事業を中心に営むキーノートと連携することによって、その差別化要素たる物件開発力、デザイン力の強化はもちろんのこと、単純な規模の拡大などによるコスト競争力の強化が実現可能と考えております。また、両社が有するノウハウを融合することにより、住・商ともに対応可能なよりの確なソリューションを両社の顧客等に提供することができるようになり、更なる受注拡大につなげることができるものと期待しております。

また、本株式交換によって、当社は、Jトラストグループにおける不動産事業及びアミューズメント事業の中核を担うこととなり、また、Jトラストが有する当社議決権所有割合が約43.0%まで引き上がる見込みである中、当社とJトラストとの関係性は一層強化されます。このような関係性の強化により、当社は、Jトラストグループが有する様々な経営資源をこれまで以上に有効活用することが出来るようになり、結果、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、キーノートおよびブレイク各社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、キーノートおよびブレイク各社については平成25年2月18日開催の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受け、平成25年3月12日を効力発生日とする予定です。

株式交換に係る割当ての内容

キーノートとの株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	キーノート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	普通株式：18,398株	普通株式：1株
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：11,038,800株(予定)	

キーノートの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の数を記載しております。

ブレイクとの株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ブレイク (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	普通株式：4,033株	普通株式：1株
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：7,662,700株(予定)	

ブレイクの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の数を記載しております。

(注1) 株式の割当比率

キーノートの普通株式1株に対して当社の普通株式18,398株を、ブレイクの普通株式1株に対して当社の普通株式4,033株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、各社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は本株式交換により、合計で18,701,500株を交付する予定です。また、交付する株式については、当社の自己株式4,000,000株の他、新たに普通株式14,701,500株を発行する予定です。

本株式交換契約の内容

当社が、平成25年2月18日付で、キーノートとの間で締結した株式交換契約書の内容は別紙1、ブレイクとの間で締結した株式交換契約書の内容は別紙2をご参照下さい。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社ならびにキーノートおよびブレイク各社において、それぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社ブルー・タス・コンサルティング(以下、「ブルー・タス」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

ブルータスは、企業の価値を算定するには、その企業の収益力を評価するのが原則であり、その第一に適用すべきアプローチが将来の収益獲得能力を直接的に評価し、固有の性質を評価結果に反映させるインカム・アプローチと考える中、キーノートおよびブレイクについては、継続企業の評価かつ非上場であることから、このインカム・アプローチに属する評価手法で最も広く利用され、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も論理的な手法であると考えられるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用いたしました（なお、DCF法による分析において前提とした将来の利益計画では大幅な増減益は見込んでおりません。）。また、当社の算定におきましても、評価・比較を整合させることをふまえ、同じくインカム・アプローチを選択し、その上で当社が事業計画上、有利子負債が段階的に削減されるものと想定されていることから、負債の節税インパクトを適切に反映させるため、通常のDCF法に一定の修正を加えた評価方法であるAPV（Adjusted Present Value）法を採用いたしました。

各評価方法による株式価値の分析結果に基づき、キーノートおよびブレイクの普通株式1株に対して割り当てるべき当社普通株式数として算定された株式交換比率のレンジは、下表のとおりとなります。

（キーノート）

採用手法	株式交換比率の算定結果
当社APV・キーノートDCF法	1 : 8,432 ~ 21,924

キーノートの普通株式1株に対して割り当てるべき当社の普通株式の数

（ブレイク）

採用手法	株式交換比率の算定結果
当社APV・ブレイクDCF法	1 : 3,884 ~ 10,084

ブレイクの普通株式1株に対して割り当てるべき当社の普通株式の数

ブルータスは、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の財務予測については、各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、ブルータスの株式交換比率の算定は、平成25年2月15日時点までの情報と経済条件を前提としたものであります。

算定の経緯

当社は第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、それぞれ上記（４）の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された各社の取締役会の決議に基づき、本株式交換契約を締結いたしました。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるブルータスは、Jトラストおよびキーノート並びにブレイク、また当社から独立しており関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

公正性を担保するための措置

キーノートおよびブレイク、並びに当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、各社それぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。各社は係る算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

なお、当社は第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりませんが、支配株主との重要な取引であることをふまえ、独立役員である栗岡利明監査役から、本株式交換の目的には合理性があると認められ、かつ本株式交換の交渉過程の手続きにおいてもその適正性を疑わせるような特段の事情は認められず、さらに株式交換比率決定の過程においても、当社の少数株主の利益を不当に損なうような不合理な点は特に認められず、対価の公正性についても妥当であることより、本株式交換は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を受領しております。

利益相反を回避するための措置

当社は、平成24年6月27日付「主要株主である筆頭株主およびその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にておしらせしましたとおり、Jトラストの連結子会社に該当し、また、キーノートおよびブレイクも、Jトラストの連結子会社に該当いたします。このような資本関係があることから、当社の代表取締役であり、Jトラストの代表取締役を務める藤澤信義氏、当社社外取締役であり、Jトラストの取締役である三吉誠氏、及び当社取締役とJトラストの副部長を兼務し、かつJトラスト株式を保有している恩田聖敬氏は、本株式交換当事者における意思決定の公正性を担保し、Jトラストと当社の少数株主との利益相反のおそれを回避する観点から、本日開催の当社の取締役会において、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、また、本株式交換に関する協議・交渉には参加しておりません。

その上で、当社取締役会においては、藤澤氏、三吉氏、恩田氏を除く当社の取締役5名全員、及び当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）が出席し、出席取締役の全員一致で本株式交換契約の締結を決議しました。また、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）が取締役会による本株式交換契約締結の決議について異議が無い旨の意見を述べております。

なお両社は、本株式交換契約に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保する為、当社は西村あさひ法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、法的な観点から本株式交換契約の諸手続き及び対応等について助言を受けております。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アドアーズ株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
代表者の氏名	代表取締役会長 藤澤 信義
資本金の額	4,405百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	アミューズメント施設運営事業、各種住・商業施設の開発・設計・施工事業

以上

(別紙1)

(以下、キーノートとの株式交換契約書を添付)

株式交換契約書(写)

アドアーズ株式会社(以下「甲」という。)及びキーノート株式会社(以下「乙」という。)は、平成25年2月18日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(株式交換当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号: アドアーズ株式会社
住所: 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号: キーノート株式会社
住所: 東京都目黒区東山一丁目6番2号

第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 甲は、本件株式交換に際し、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主のうち甲を除く株主に対し、各株主が所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式18,398株をもって、割当交付する。
- 2 前項に従い割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額	金0円
(2) 増加する資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
(3) 増加する利益準備金の額	金0円

第5条(効力発生日)

本件株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年3月12日とする。但し、本件株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

- 1 乙は、平成25年2月18日開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、甲の株主総会による本契約の承認を得ることなく本件株式交換を行うものとする。
- 3 本件株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本条第1項に定める乙の臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の遂行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。
- 2 乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないものとする。

第8条（本件株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲および乙が協議・合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 会社法第796条第4項の規定により本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合
- (2) 本契約第6条第1項に定める乙の臨時株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (3) 効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で定めるものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月18日

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
甲：アドアーズ株式会社
代表取締役会長 藤澤 信義

東京都目黒区東山一丁目6番2号
乙：キーノート株式会社
代表取締役社長 橋本 泰

(別紙2)

(以下、ブレイクとの株式交換契約書を添付)

株式交換契約書(写)

アドアーズ株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社ブレイク(以下「乙」という。)は、平成25年2月18日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(株式交換当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号: アドアーズ株式会社
住所: 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号: 株式会社ブレイク
住所: 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 甲は、本件株式交換に際し、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主のうち甲を除く株主に対し、各株主が所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4,033株を交付する。
- 2 前項に従い割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額	金0円
(2) 増加する資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
(3) 増加する利益準備金の額	金0円

第5条(効力発生日)

本件株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年3月12日とする。ただし、本件株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

- 1 乙は、平成25年2月18日開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、甲の株主総会による本契約の承認を得ることなく本件株式交換を行うものとする。
- 3 本件株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本条第1項に定める乙の臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の遂行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。
- 2 乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないものとする。

第8条（本件株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙が協議・合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- （1）会社法第796条第4項の規定により本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合
- （2）本契約第6条第1項に定める乙の臨時株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- （3）効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で定めるものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月18日

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
甲：アドアーズ株式会社
代表取締役会長 藤澤 信義

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
乙：株式会社ブレイク
代表取締役社長 齊藤 慶